

## 県民意見整理台帳

### 「相模灘沿岸海岸保全基本計画変更(素案)」に対する県民意見と県の考え方

- 県民意見募集期間 平成28年1月18日(月)から平成28年2月16日(火)
- 意見提出者数 1名
- 意見内容の分類

意見内容	延べ件数
(1) 計画全般	1
(2) 海岸の保全に関する基本的な事項	3
(3) 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	0
(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	1
(5) その他	1
合 計	6

- 県の考え方の概要

意見内容	延べ件数
① 反映した(している)意見	2
② 今後の参考とする意見	2
③ 反映できない意見	0
④ その他(感想、質問、他事業に関する意見等)	2
合 計	6

NO.	意見内容	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	(1)	沿岸の海岸保全を考えると、まず一番に考えなければならないのが、その背後地に生活する地域住民の安全・安心だと思います。＜地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設＞にあるように、地域の意見を吸い上げ、専門家の知見を反映するしくみを確立させることがますます重要だと考えます。	①	海岸保全の計画制度(P1-7)に示すように、本計画は、関係住民の意見を、かながわ県民意見反映手続きにより伺っているほか、学識経験者等への意見聴取を踏まえ、策定しています。今後も、本計画を変更する際には、これらの手続きを経ることとしています。
2	(4)	今回の変更(素案)は「保全施設の維持又は修繕に関する事項」の追加が大きな変更点ですが、施設を定期点検(5年ごと)して機能が維持されるように修繕していくことは非常に大切なことだと考えます。	①	海岸保全施設は、既存ストックの老朽化が進行する中、適切な維持管理を推進していくことが不可欠となっており、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」(P3-2)を、新たに位置付けています。 なお、地区海岸ごとの、各施設の維持又は修繕の方法については、P3-5～18に記載しています。
3	(2)	これまでも海岸保全施設の整備を継続的に行ってきていますが、これらの事業に対しての地域住民の意見をヒアリングしていると思います。例えば「明日の西湘海岸を考える懇談会」のように関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業関係者、海洋レクリエーション利用者等が参加し、その地域で良くなってきているところ、変わっていないところ等の具体的な意見を出し合い、それらの意見を参考にして今後の事業を推進して頂ければと思います。(ある砂浜海岸では養浜事業が効果を奏し、最近の初日の出では海岸から眺められるようになった。といった例など)	②	海岸保全施設等の整備フロー(例)(P2-29)や留意事項(P3-4)に示すように、海岸保全施設の整備にあたっては、地元住民などの意見を聴きながら、事業を進めることとしており、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
4	(5)	平成23年3月に策定された「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」の「総合土砂管理」にもあるように、計画的な養浜計画が行われているとは思いますが、その養浜材については(どこの材料がどこに使われているか等)一般に公開されているものなのでしょうか？	④	「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」では、各海岸の特性などを踏まえて、養浜材の基本的な採取先(相模川水系や酒匂川水系の土砂)を定めており、養浜事業は、この計画に基づき行っています。 なお、本計画については、県のホームページに掲載していますのでご覧ください。 URL: <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160298/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160298/</a>
5	(2)	H28年度より沿岸漂砂礫流失抑制施設及び岩盤型施設(仮称)整備が、大磯西部・二宮ゾーンにおいて、国の直轄事業で開始される予定と聞いています。その海岸保全施設の有効性については、適宜モニタリングしながら事業継続や計画の見直しを決めていくと思われませんが、その状況等についても適宜公表してほしいと思います。	④	西湘海岸保全事業の実施にあたっては、『明日の西湘海岸を考える懇談会』を設置し、様々な観点からこれからの西湘海岸のあり方について意見交換を行っています。 この懇談会は、公開で開催しているほか、西湘海岸保全事業については、今後も引き続き、ホームページなどを含め、様々な場で情報発信を行っていくこととしております。

6	(2) 「多くの人が海とふれあう場」や「にぎわいのある沿岸地域」を確保するためにも、海岸にアクセスする方法を多様化する必要があると思います。陸路からのアクセス(道路整備)だけではなく、交通渋滞緩和の観点からも、海路からのアクセス「海上交通ルートの検討」も一案だと考えます。(例えば、海岸線に栈橋をつくり海側からのアクセスも確保する等)	②	沿岸の利便性向上と体験学習の場づくり(P2-34)に示すように、海岸保全施設の整備にあたっては、まずは、ユニバーサルデザイン化といった海岸へのアクセス向上に配慮することとしており、海路からのアクセスといった海岸にアクセスする方法の多様化については、今後の参考にさせていただきます。
---	---	---	--